



サービス提供事業者との連携について

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今回で、令和2年度の最終号となりました。今回は、「サービス提供事業者との連携について」お伝えします。ケアプラン点検の中でも特に指摘の多い事項ですので、ご確認ください。

1 個別サービス計画を確認していますか？

ケアマネジャーは、サービス提供事業者に対し、個別サービス計画の提出を求め、ケアプランと個別サービス計画の連動性や整合性について確認しなければなりません。

- ケアプランと個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要であるためです。
- サービス提供事業者は、ケアプランに沿って個別サービス計画を作成しなければならないため、ケアプランには具体的な目標やサービス内容、加算等についても漏れなく記載するようにしましょう。
- なお、ケアマネジャーは、ケアプランをサービス提供事業者に交付するときに限らず、必要に応じて継続的に連携することが、効果的なサービスに繋がります。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第十三条 十二】

2 サービス提供事業者との連携でよくあるご相談

例1 個別サービス計画書は受け取っていません。（又は受け取っているかどうか把握していません）

→ 上記にあるように、ケアマネジャーはサービス担当者から個別サービス計画を受け取っている必要があります。受け取っていない場合は運営基準に反することになります。提出がない場合は、ケアマネジャーから提出を促しましょう。

例2 訪問介護事業者から「サービス提供時間が足りていないので増やしてほしい」と言われました。他のサービスも減らせないのでどうすれば良いのでしょうか。

→ 「何をする時間」が「どれくらい」足りないのかを具体的に確認し、他のサービスとの優先度や追加する時間の必要性について協議する必要があります。訪問介護計画にサービス提供内容と時間の内訳が細かく記載されていれば、それを根拠に話し合うことができます。（体調確認5分、トイレ掃除10分、洗濯物干し10分、記録5分…等）そもそも内訳が記載されていない計画書もあるので、確認してみましょう。

例3 通所介護事業者から「口腔機能向上加算」をとるのでケアプランに記載するよう言われました。特に必要ないと思うのですが…。

→ 口腔機能向上サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意しましょう。アセスメントシートや基本チェックリスト等で、まずはその利用者に必要性があるかどうかを検討してみましょう。



サービス提供事業者に意見を求めることも大切ですが、利用者の状態をアセスメントし、サービス内容を具体的にオーダーするのがケアマネジャーの役割です。利用者にとって効果的なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者と連携していきましょう。

3 加算は意識できていますか？

- ケアプランの「サービス内容」を記載する欄等には、加算の対象になっているサービスを記載する必要があります。
- 加算の対象になっているサービス項目を記載する際には、その必要性について、ケアマネジャーが説明 できることが大切です。
- サービス提供事業者から言われただけで、機械的に記載していないかどうか確認しましょう。

4 通所介護でよくある加算のおさらい

加算名	内容	ケアマネジャーが確認するポイント	単位
生活機能 向上連携 加算	通所介護事業所が、外部のリ ハビリテーション専門職等と 連携し、利用者の身体状況等 の評価を行い、かつ個別機能 訓練計画を作成している	・連携先はどこ？職種は？ ・連携先から機能訓練指導員にどの ような助言が行われている？ ・個別機能訓練計画の内容は？	200 単位/ 月
個別機能 訓練加算 (Ⅰ)	専ら機能訓練指導員の職務に 従事するPT、OT、ST、看 護職員等を一人以上配置し、 利用者の居宅を訪問したうえ で他の職種と共同して作成し た個別機能訓練計画に基づ き、計画的に機能訓練を行っ ている	・利用者の心身の状況に応じた機能 訓練が適切に提供されているか？ ・機能訓練指導員の職種は、利用者 の目標を達成する上で適切か？ ・個別機能訓練計画の内容は？	46 単位/ 日
個別機能 訓練加算 (Ⅱ)		・(Ⅰ)とは目的が違っているか？ ※(Ⅱ)は身体機能そのものの回復 を主たる目的とする訓練ではなく、 <u>残存する身体機能を活用して生活機 能の維持・向上を図り、利用者が居 宅において可能な限り自立して暮ら し続けることを目的として実施する もの。</u>	56 単位/ 日

- ニーズと目標、援助内容は全てつながっているものです。

例えば、通所介護の「個別機能訓練加算Ⅱ」に対する目標は、「一人で入浴ができるようになる」等生活機能の向上を目指すものが設定されている必要があります。この場合の目標が「人と交流する機会をもつ」では、目標とサービス内容につながりがなく、加算要件のサービスが提供されない可能性があります。

※「令和3年度介護報酬改定」において、「リハビリテーション、口腔、栄養の取組の連携・強化」等が改定事項にあがっています。具体的な項目は以下のとおりです。

- ・通所介護等の通所リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式項目の共通化
- ・「生活機能向上連携加算」「個別機能訓練加算」等各加算の見直し（ほか

【令和3年度介護報酬改定における改定事項について 3. (1)】